

平成 26 年第 11 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 26 年第 11 回教育委員会会議

1 日 時 平成26年 5 月29日（木） 13時00分～13時45分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委 員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校教育部長	大 友	裕 之
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	水 津	麻衣子
文化部長	川 上	佳津仁
文化財課長	櫛 引	重 一
文化財係長	北 村	覚
文化財係員	内 田	桃 子
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	石 川	亜 樹

4 傍聴者 4 名

5 議 題

議案第 1 号 札幌市就学援助審議会に対する諮問について

議案第 2 号 札幌市就学援助審議会委員の委嘱又は任命について

議案第 3 号 札幌市文化財保護審議会委員の任命について

【開 会】

○山中委員長 ただ今から平成26年第11回教育委員会会議を開会します。

本日の会議の会議録の署名は、臼井博委員と池田光司委員にお願いします。

また、本日の議案第2号及び第3号については、委員の任命にかかわる事項ですので、教育委員会会議規則第14条第3号の規定により、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号及び第3号については、公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市就学援助審議会に対する諮問について

○山中委員長 議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の大友です。

議案第 1 号「札幌市就学援助審議会に対する諮問について」説明いたします。
資料 1 をご覧ください。

この審議会は、札幌市就学援助審議会条例に基づき設置される附属機関であり、教育委員会の諮問に応じ、就学援助の認定基準等についてご審議いただくものです。

就学援助制度は、学校教育法第19条に「経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されていることから、対象世帯に対して学用品費等を援助する制度です。

援助認定基準や支給費目等の制度内容については、各自治体が独自に定め、実施しています。

資料 2 をご覧ください。

「2 対象者」の（１）（２）を認定要件としていますが、そのうち（２）に記載している認定基準額は、生活保護基準額に1.1倍または1.05倍を掛け設定しています。

平成25年 8 月より生活保護基準の切り下げが実施されたことに伴い、平成27年度より就学援助認定基準額に影響が生じることとなります。このため、今まで認定されていた収入額であっても認定とならない場合が生じます。

資料 3 をご覧ください。

国では、生活保護基準の切り下げにより、他制度に極力影響が出ないように配慮されたい旨、通知しています。このため、就学援助認定基準額の設定方法や、資料 2 の裏面の「3 援助の対象となる支給費目等」についても、あわせて審議会で御意見を賜りたく諮問するものです。

私からの説明は以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、あるいはご意見、ご要望がありましたら、お願いします。

先ほどの説明で、生活保護基準に掛ける倍率は1.5倍または1.05と言いましたか。

○学校教育部長 1.1倍または1.05倍です。

○山中委員長 1.1倍と1.05倍の間はないのですか。

○学校教育部長 資料2の(2)の「特別限度額」が1.05倍、「一般限度額」が1.1倍を掛けることになっています。

○池田(光)委員 生活保護基準の引き下げということがありましたが、審議会で議論すべき点はどこにあるのですか。

○学校教育部長 国からは、生活保護基準の切り下げによる他制度への影響が、極力及ばないようにという趣旨の通知も出ていますので、審議会ではその点も含めて審議していくことになります。

○池田(光)委員 基準となる生活保護の数字はお持ちでしょうか。

○学事係長 生活保護基準は、毎年数字が変わっています。このたび、国で3年間かけて最大10%の生活保護費の見直しをすると決まっています。それが平成25年8月に1回あり、平成26年度4月1日に2回目がありました。来年の平成27年4月1日にもう一回切り下げる予定になっていて、その数字に対して1.1または1.05という数字を掛けている就学援助の数字も、このまま下げてよいのかどうかを今回ご審議いただきたいという趣旨です。

○山中委員長 そのまま下げるのではなく、手当をずらした場合は、各自治体が予算を組むことになるのですか。

○学事係長 そうです。

○教育推進課長 例えば、資料2の認定基準額を一般限度額で4人で369万9,000円という所得があります。これを現在の生活保護基準で試算しますと353万1,000円と、従来から20万円ほど低くなります。その分、就学援助を受けられなくなる方が生じることになります。

○阿部委員 資料2の「3 援助の対象となる支給品目等」の修学旅行費で、一部対象とならない経費があると書いているのですが、どういう経費ですか。

○学事係長 就学援助として認めている修学旅行の経費は、全員が参加するために必要なものとしています。一部、個人個人に負担を求めるような金額は対象になりません。

○阿部委員 わかりました。

○池田（官）委員 援助の対象となる支給費目の枠組みや、対象者など細かい部分についてもご判断いただくということですか。

○学校教育部長 あわせてご審議をいただき、ご意見を賜りたいと思います。

○教育推進課長 前回審議会を開いたのは、昭和62年です。それからかなりの年月がたっていますので、費目についても改めて見ていただく必要があると思います。

○山中委員長 かなり細かく見ていく必要が出てくるでしょうね。

○池田（官）委員 諮問する側として、これまでの経済社会状況などさまざまな資料が必要だと思いますが、そのあたりの情報提供もしっかり行っていただく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

○教育推進課長 他の政令指定都市の状況を中心に見ていただくことになると考えています。

○町田委員 就学援助は、各都市で独自に制度を運用しています。今回の生活保護基準の切り下げにより、各都市での影響を考え、制度をどう運用していくのか、その状況も見ながら、自治体としてどう考えていくのか、その考え方について諮問をし、その回答を受け、教育委員会として考えていこうということです。

○阿部委員 費目の通学費で、小学生と中学生で距離数がかなり違うのですが、これは、どういう意味合いですか。

○学事係長 基本的には、歩くスピードや、体力です。

○阿部委員 中学生の夏期6キロメートルというのは長いと思いますが、一般

的でしょうか。

○**学事係長** 国が出してきている数字ですので、これが一般的ということになると思います。

○**池田（光）委員** これを見て議論するには、余りにも資料が少な過ぎると思います。認定基準が下がったときに、実際、子ども1人当たり、月額でどれだけかかり、年間でどれだけ自己負担しなければならないかという想定がないと、議論の余地がないという気がします。

今後、どのような資料を作成する予定ですか。

○**学事係長** 札幌市と全国の世帯の所得階層の資料や、各政令市でどのくらいの金額で認定されているのか、認定の条件など、多くの資料を添付する予定です。それを審議会委員に説明し、その中で議論していただきます。

また、必要経費の額の考え方ですが、現在、札幌市で出している就学援助の金額は、実際にお子さんがどのくらい教育費がかかって、そのうちのどのくらいを見ますということを出している資料ではなく、国で生活保護を受けている方に対して補助金が残っていきまして、その補助金の単価が決まっています。札幌市はそれを準用していますが、その単価がここに書いてある「援助の費目」の金額になります。

我々が今回お願いするのは、就学援助を受けるために生活が困窮している世帯をどの程度として考えるのかというところを議論していただくことが諮問の趣旨になります。

○**山中委員長** 今回、教育委員会で諮問することを決めますが、就学援助審議会で各種の資料が出てきて、そこで議論した後、答申が教育委員会に対し出されることになります。そのときに、結論だけの説明では議論できません。

就学援助審議会で精査していただき、その答申を踏まえて議論する際に、就学援助審議会でも出していただいた資料のうち、必要な資料を教育委員会にも出していただいて議論すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育推進課長** 答申の基礎となる考え方等について、資料を含めて教育委員会会議で説明いたしたいと思います。

○**池田（光）委員** 国が負担を減らしていく中で、国は、地方行政に負担しなさいということを言っているのですか。

○教育推進課長 政令市では、横浜市が、国からの通知にかかわらず引き下げを行いました。自治体での財政力等を考えて、最終的には自治体で判断することになります。

○池田（光）委員 どの企業も、エネルギー関係などが高騰していて、財布の紐が固いと感じます。その中で、どうあるべきかも含めて議論していただけるということですね。

○山中委員長 考え方を整理し、審議会としても、専門家あるいは学識経験者の立場から意見を出してくださいということですね。私ども教育委員会は審議会の答申を受け、再度議論しなければならないということですね。

ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 なければ、今回の就学援助認定基準額の設定方法等について、就学援助審議会に諮問するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それではそのように決定します。再度、答申が出されたたときに、いろいろ議論いただくことになります。ご協力をよろしくお願いします。

次に、本日の議案第2号、第3号につきましては公開しないということになりますので、ここから傍聴者の方は退室してください。

以下 非公開
